

【z228】医療職給料表（三）級別資格基準表

職種	学歴免許等	一級	二級	三級
保健師、助産師又は看護師	大学卒			四
			○	四
	短大卒			六
			○	六
准看護師	准看護師養成所卒			
		○		

備考

1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成十三年法律第一百五十三号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「改正前の保健婦助産婦看護婦法」という。)第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。

2 この表の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師の経験年数は、それぞれ免許取得後のものとする。ただし、国家試験に合格して保健師、助産師又は看護師となつた者について、他の職員との均衡上特に必要ある場合は、国家試験合格後の同種の職務に従事した実務経験年数及び保健師養成所又は助産師養成所(改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦養成所又は助産婦養成所を含む。以下同じ。)の修業年数の十割以下の年数を経験年数とすることができる。